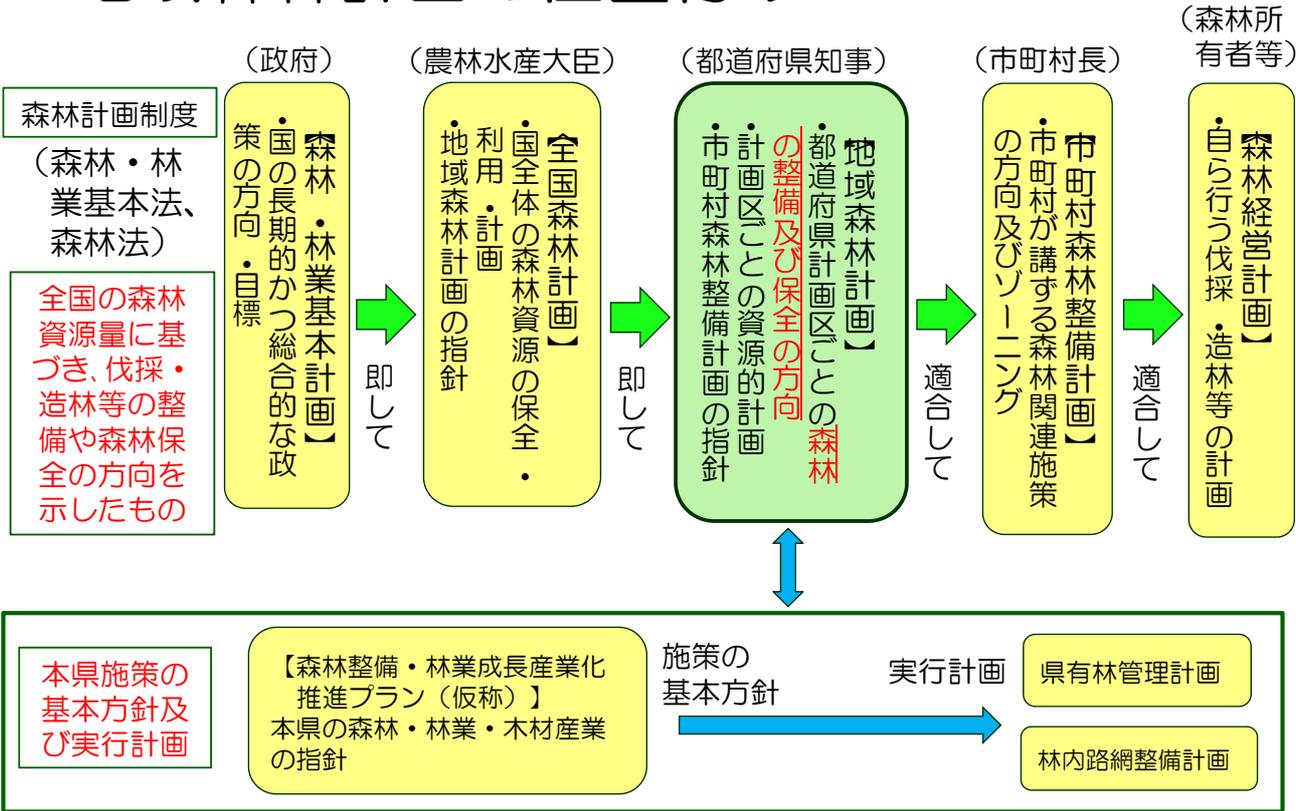


富士川中流地域森林計画 の樹立について

山梨県森林審議会
令和元年10月31日

地域森林計画の位置付け

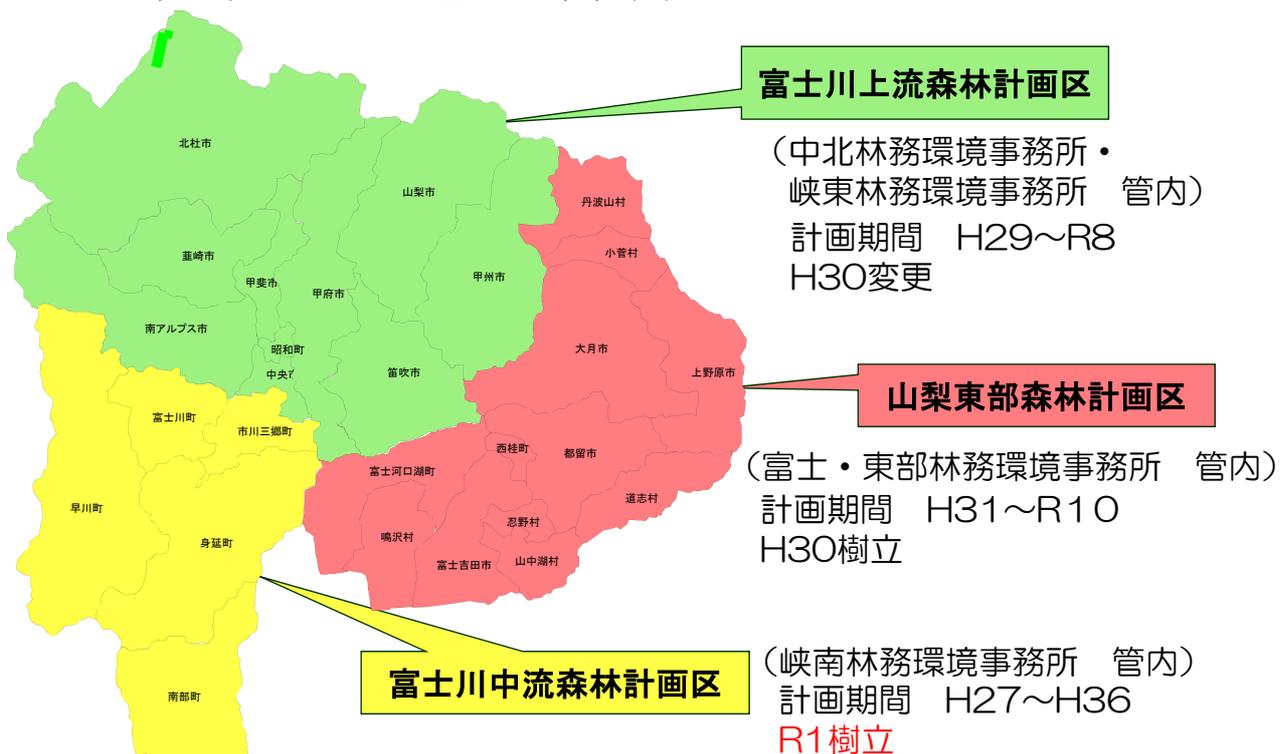


国の動向

- 森林・林業基本計画の策定（H28年5月）
 - 森林施業の集約化、条件の良い森林での先行的な路網整備、主伐後の造林コストの低減等により、林業の成長産業化を実現
 - 木材供給量の目標
H26実績：2千4百万m³ → H37見通し：4千万m³
- 森林法の改正（H28年5月）
 - 鳥獣害防止森林区域の設定
 - 伐採後の造林の状況報告の義務付け
 - 市町村における林地台帳の整備
- 全国森林計画の策定（H30年10月）
 - 森林・林業基本計画に基づき、広域流域別に具体的な伐採立木材積、造林面積等の計画量の設定
- 森林経営管理法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行（H31年4月）

3

山梨県内の地域森林計画区



※地域森林計画は、10年間の計画を5年毎に樹立

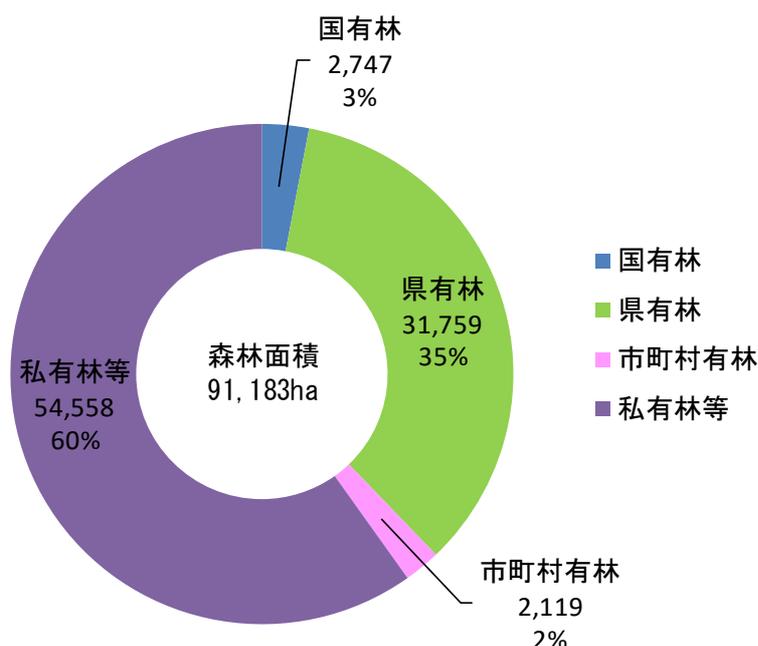
4

富士川中流森林計画区の概要

- 対象市町村
市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町の5町
- 計画期間
令和2年4月1日～令和12年3月31日
- 対象森林面積
91,183ha

5

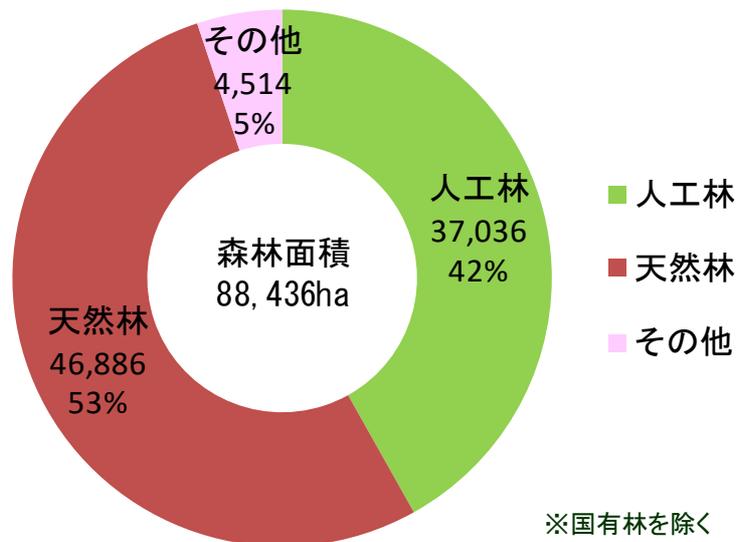
所有形態別面積割合



- 私有林等が60% (県全体52%)
- 県有林が35% (県全体46%)

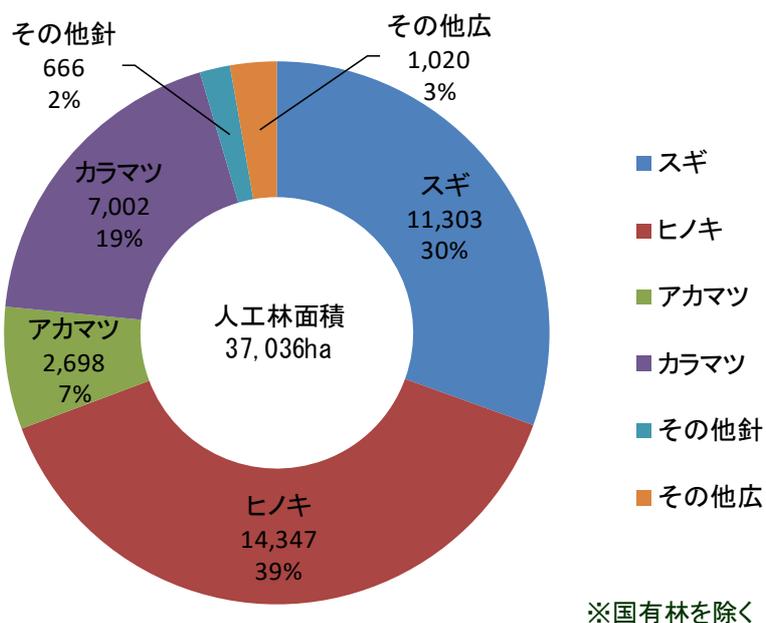
6

人工林・天然林面積別割合



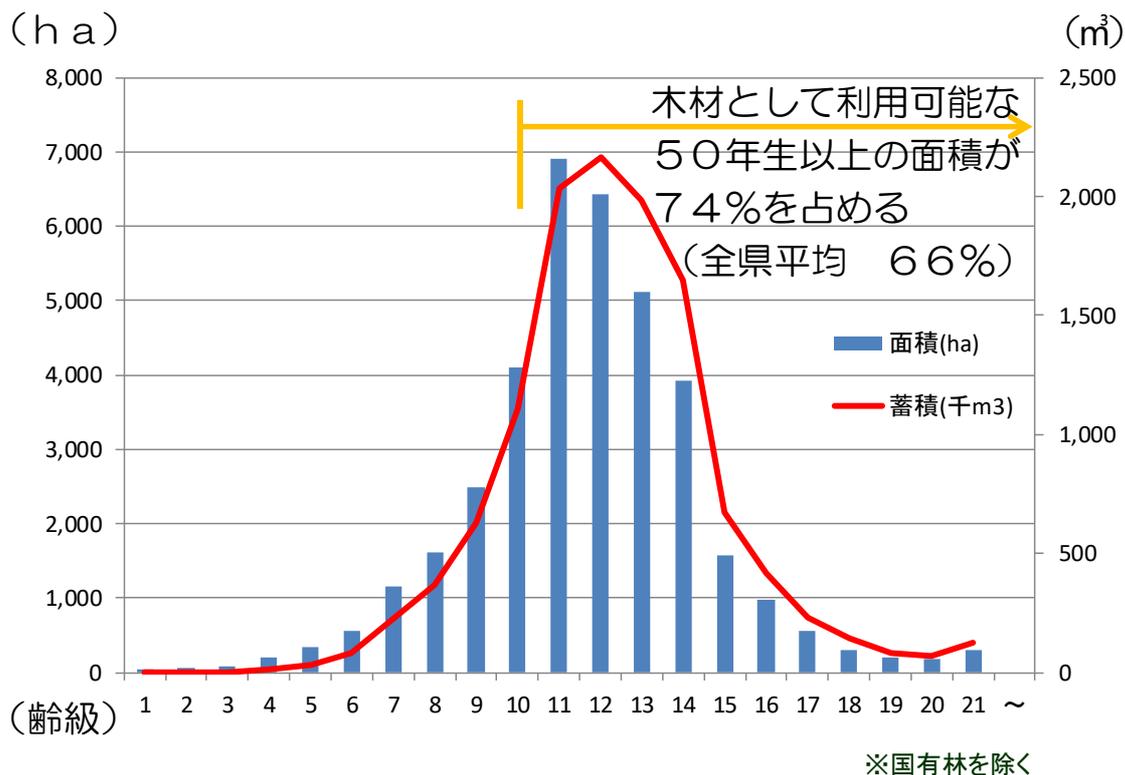
・天然林が53% (県全体49%)

人工林の樹種別割合



・スギ、ヒノキが69% (県全体46%)

人工林の齢級別構成



9

前計画の実行結果

前期5カ年計画数量 (H27~H31) に対する主な項目の実行歩合

項目	単位	計画	実行	実行歩合
主伐材積	千m ³	132	140	106%
間伐材積	千m ³	350	162	46%
造林面積 (人工造林)	ha	467	242	52%
林道開設	km	24	11	45%
治山事業施行地区数	地区数	86	98	114%

10

計画事項

- 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 森林の整備に関する事項
- 森林の保全に関する事項
- 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- 計画量等
- その他必要な事項

11

森林の整備及び保全に関する基本的な事項

【方針】

- 望ましい森林資源の姿と森林整備・保全の基本方針を示し、森林の持つ多面的機能の維持増進を図る。

【計画事項】

機能区分	望ましい森林資源の姿と森林整備・保全の基本方針
水源涵養機能	水を蓄える隙間に富んだ森林土壌を有する森林 ↓ 適切な保育・間伐、伐期の延長、小面積皆伐等
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	樹木の根が発達し土壌保持能力に優れた森林 ↓ 複層林施業、長伐期施業
快適環境形成機能	遮蔽能力や汚染物質の吸着能力、抵抗性が高い森林 ↓ 樹種の多様性を維持する施業

12

機能区分	望ましい森林資源の姿と森林整備・保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	多様な樹種等からなり、憩いと学びの場となる森林 ↓ 広葉樹の導入、多様な森林整備
文化機能	史跡等と一体となって歴史的風致を構成している森林 ↓ 景観の維持・形成に配慮した森林整備
生物多様性保全機能	その土地固有の生物群集を構成する森林 ↓ 原生的な森林生態系や希少生物の生息する森林の保全
木材生産機能	木材利用に適した樹種で構成され、成長量が高く、搬出の基盤が整備された森林 ↓ 適切な造林・保育、路網整備の推進

13

森林の整備に関する事項（伐採・保育）

【方針】

- 健全な森林の育成による森林資源の利用を図る。

【計画事項】

- 主伐に当たっては森林の有する公益的機能の発揮に配慮しつつ、伐期に達した人工林を中心に積極的に伐採を行う。
- 森林の健全化、立木の生育の促進及び利用価値の向上を図るため、適切な時期、方法により森林施業（保育）を行う。
- 路網整備や施業集約化を推進し、主伐や利用間伐による木材生産を促進する。

【立木伐採材積】

単位：材積（千m³）

	計画量 合計	主伐	間伐
計画全体（10カ年）	999	268	731
（うち前半5カ年）	485	134	351

14

森林の整備に関する事項（造林）

【方針】

- 伐採後の裸地状態の早期解消による公益的機能の維持及び持続的な森林経営を図る。

【計画事項】

- 人工造林は、次の森林において原則として伐採後2年以内に行う。
 - 木材生産機能の発揮が期待される森林
 - 公益的機能の発揮の必要性から植栽を行う事が適当である森林
- 効率的な施業のため、コンテナ苗や伐採・造林の一貫作業システムの活用を検討する。
- 天然更新は、次の森林において行うこととし、原則として伐採後5年以内に更新を図る。
 - 気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林

【造林面積】

単位：面積（ha）

	人工造林	天然更新
計画全体（10カ年）	1,165	2,092
（うち前半5カ年）	474	1,004

15

森林の整備に関する事項（林道開設等）

【方針】

- 効率的な伐採や森林施業を実施するため、傾斜等の自然条件や搬出方法に応じた路網整備を推進する。

【計画事項】

- 基幹路網として森林施業や木材輸送の効率化を担う「林道」及び「林業専用道」と、そこから個々の施業地に直結する「森林作業道」を適切に組み合わせて整備する。
- 木材生産が期待される森林を主体に整備を推進する。

【林道開設】

単位：延長（km）

	路線数	延長
計画全体（10カ年）	28	40.3
（うち前半5カ年）	14	29.3

16

森林の整備に関する事項（施業合理化）

【方針】

- 採算性の向上を図るため、小規模林地を面的にとりまとめる施業集約化や低コスト作業システムの普及を推進する。

【計画事項】

- 意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者の施業集約化に向けた取り組みによる森林経営計画策定（集約化）の推進を図る。
- 新たな森林経営管理制度を活用し、管理不十分な森林について、市町村が主体となって適切な管理・経営を推進する。
- 低コスト作業システム普及のためのオペレータ養成、作業路作設の研修等を実施する。

17

森林の保全に関する事項（治山）

【方針】

- 地形が急峻で地質も複雑なこと、近年集中豪雨が頻発していること等を踏まえ、災害に強い県土づくりや水源地域の機能強化を推進する。
- 全国的に流木災害が顕在化していることから、流木捕捉式治山ダムを設置や流路部の危険木の伐採等を推進する。

【計画事項】

- 山地災害を復旧・防止する治山施設の設置や、保安林機能の維持増進を図るための森林整備を実施する。

【治山事業施行地区数】

	地区数
計画全体（10カ年）	200
（うち前半5カ年）	97

18



森林の保全に関する事項（鳥獣害防止）

【方針】

- 鳥獣による被害のある森林において、被害防止施設の設置などの防除対策を行い、伐採跡地の確実な更新と造林木の着実な育成を確保する。

【計画事項】

- 市町村による鳥獣害防止森林区域（鳥獣害を防止する措置を実施する森林の区域）の設定
- 鳥獣害防止森林区域を中心に、獣害防護柵の設置等の鳥獣被害防止対策を推進
- 被害低減のための鳥獣保護管理施策との連携

19



森林の保全に関する事項（病害虫対策）

【方針】

- 病害虫による被害の未然防止及び早期発見、早期駆除に努める。

【計画事項】

- 松くい虫被害木の伐倒駆除及び樹幹注入等の予防措置の一層の推進を図る。
- 近県で発生しているカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害につて、被害調査や情報収集により、被害の早期発見や被害拡大の未然防止を図る。

20



今後の手続き

縦覧、関係機関・市町村からの意見聴取



森林審議会（12月19日（木））



農林水産大臣への協議



農林水産大臣の同意（計画の決定）



計画の公表（1月上～中旬）